

時間外手当、割増賃金等支払い証明書 兼 休日(出勤扱・振替)証明書

申請日 令和6年5月24日

山形 労働局長 殿

記入例

事業主名 株式会社●●組

講習期間の時間外手当(割増賃金含む。)及び振替休日について、以下のとおり取り扱ったことを証明します。

1.時間外手当等(時間外及び休日労働)を支払った日

所定労働時間7.5時間の場合

対象受講者氏名	時間外労働の発生した受講日及び時間外労働の時間	給与形態	実際に支払った時間外手当(割増賃金及び割増率)
建設 一郎	令和6年4月5日(金) 0.5時間	完全月給制又は月給制 (30万円)	①(時間単価) = ((基本給) + (諸手当)) ÷ (月平均所定労働時間) × (割増率) ②(割増賃金合計) = (時間単価) × (時間外労働または休日労働時間数) 例) 基本給30万円、諸手当5万円、月平均所定労働時間160時間、割増率1.25、時間外労働等の時間数が5時間の場合、 ①(時間単価) = (30万円 + 5万円) ÷ 160時間 × 1.25 = 2734.375円 ②(割増賃金合計) = 2734.375円 × 5時間 = 13671.875円
	令和6年4月7日(日) 0.5時間	4月7日(日)は振替休日を付与しているが、所定労働時間(7.5H)を上回る0.5時間については割増賃金の支給が必要	割増率1.25の時間数 1 時間 割増額 2734 円 実際の割増率: 1.25
建設 二郎	令和6年4月5日(金) 0.5時間	完全月給制又は月給制 (30万円)	(30万円 + 5万円) ÷ 160時間 × 1.25 × 0.5時間 = 1367.187円 (30万円 + 5万円) ÷ 160時間 × 1.35 × 8時間 = 23625円
	令和6年4月7日(日) 8時間	日給制 ()円 時給制 ()円	割増率1.25の時間数 0.5 時間 割増額 1367 円 実際の割増率: 1.25 割増率1.35の時間数 8 時間 割増額 23625 円 実際の割増率: 1.35
建設 三郎	令和6年4月5日(金) 0.5時間	完全月給制又は月給制 ()円	(日当7500円 ÷ 7.5時間 ÷ 15000(諸手当) ÷ 160時間 × 1.25 × 0.5時間 = 683.593円 (日当7500円 ÷ 7.5時間 ÷ 15000(諸手当) ÷ 160時間 × 1.35 × 8時間 = 11812.5円)
	令和6年4月7日(日) 8時間	日給制 (7,500円) 時給制 ()円	割増率1.25の時間数 0.5 時間 割増額 684 円 実際の割増率: 1.25 割増率1.35の時間数 8 時間 割増額 11813 円 実際の割増率: 1.35

2.振替休日とした日

受講者氏名	休日受講日	振替休日を付与した日	振替休日以外の措置をとった(詳細を記入してください)
建設 一郎	令和6年4月7日(日)	令和6年4月8日(月)	0.5時間の割増賃金を支給

(注1):受講日が休日にあたる場合、休日の振替または割増賃金の支払いがない場合は、経費・賃金ともに助成の対象外となります。

(注2):振替休日と代休は異なりますのでご注意ください。振替休日とは、予め定めている休日を事前に手続きを行うことで他の労働日と交換することをいいます。振替休日の場合は休日受講日に割増賃金は発生しませんが、代休の場合は休日受講日に割増賃金が発生します。

(注3):受講日に受講時間外の残業が発生した場合も、割増賃金の支払いが必要となります。